

飯山市バス旅行支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交流人口の維持及び拡大を図るとともに、観光業及び宿泊業の物価高騰による影響緩和と地域の活性化に資することを目的に、飯山市内への宿泊を伴うバス旅行に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学の学生等をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める旅館業を行う施設（モーター類似施設を除く。）をいう。
- (3) 観光協会等 信州いいやま観光局、戸狩観光協会、斑尾高原観光協会、小菅・北竜湖観光協会及びバス旅行を受け入れる飯山市内の宿泊施設をいう。
- (4) 学習旅行等 第4条に定める学習旅行及び合宿であって、飯山市内の宿泊施設に宿泊して行うものをいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、飯山市内で宿泊を伴う学習旅行等を受け入れる観光協会等に対し助成金を交付する。

- 2 助成金の交付を受けた観光協会等は、学習旅行等に要する経費に助成金が行き届くようにしなければならない。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（第7条において「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国若しくは都道府県の補助を受けているもの又は政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものは除く。

- (1) 学習旅行 次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 長野県外の学生等が体験学習を目的として行う学習旅行であること。
 - イ 貸し切りバスを使用した学生等15人以上による学習旅行であること。
- (2) 合宿 次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 文化活動、教育活動、スポーツ競技、農業体験、ボランティア活動等に関する合宿であること。
 - イ 市内の文化、教育、スポーツ施設、農業体験施設、集落施設又は保健施設を利用する合宿であること。

- ウ 合宿期間中、宿泊施設に2連泊以上宿泊する合宿であること。
- エ 貸し切りバスを使用した参加者数15人以上による合宿であること。
- オ 発表会、大会等（以下「大会等」という。）への参加を目的としたものではないこと。ただし、大会等の前後に合宿を実施する場合には、大会参加に係る1泊分を除いた宿泊日数が2泊以上を対象とする。
- カ 合宿期間中に次の（ア）から（エ）までに掲げるいずれかの観光交流活動を行う合宿であること。
 - （ア） 市内の学校若しくは団体等との交流活動又は地域住民を対象とした文化・教育・スポーツ教室等の実施
 - （イ） 市内の観光施設等の見学
 - （ウ） 市内の農林業体験やものづくり体験等への参加
 - （エ） 市内で開催される祭り、イベント、ボランティア活動又はレジャー体験等への参加

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（第7条において「助成対象経費」という。）は、学習旅行等に参加した者が負担する経費とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、学習旅行等に参加した者の人数に2,000円を乗じて得た額とする。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第7条 助成金の交付申請をしようとする観光協会等は、助成対象事業終了後、30日以内に交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 助成金算出内訳書（様式第2号）
- （2） 助成対象経費への助成金の充当が証明できる書類（期間及び宿泊者数がわかるものに限る。）
- （3） 宿泊証明書、宿泊者名簿、学習旅行等の行程表及び活動の状況が分かる写真等

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該書類を審査し、助成金を交付することが適正と認めるときは、助成金交付決定通知書兼助成金交付確定通知書（様式第3号）により観光協会等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた観光協会等は、助成金を請求しようとするときは、助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(手続の委任)

第10条 学習旅行等を受け入れる宿泊施設は、観光協会等（学習旅行等を受け入れる飯山市内の宿泊施設を除く。）に助成金交付に係る手続を委任することができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月6日から施行し、令和8年度から適用する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。